

## 関係法令等（抜粋）

## ○ 証券取引法（抄）

（禁止行為）

**第四十二条** 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一～七（略）

八 顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格（買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう。）で有価証券の買付け又は売付けをする行為

九 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもつて、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為（政令で定める行為を除く。）

（親法人等又は子法人等との間の禁止行為）

**第四十五条** 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為を行うこと。

## ○ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（抄）

（禁止行為）

**第四条** 法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等（それぞれ法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等又は有価証券オプション取引等をいう。以下同じ。）、有価証券店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等をいう。次号において同じ。）若しくは外国市場証券先物取引等に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等若しくは外国市場証券先物取引等につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

三 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。第六号及び第十条第八号において同

じ。)をいう。)の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託等をする行為

**四** 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付け(取引一任契約に基づく買付け又は売付けを含む。)と対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをする行為

**五** 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等(法第四十四条第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。次条を除き、以下同じ。)に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為  
(以下略)

(その他業務を営む場合の禁止行為)

**第十一条** 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

**一** 法第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行った有価証券の売買その他の取引等又は法第三十四条第二項第一号の投資一任契約に基づいて顧客のために行った有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

**二** 法第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為

**三** 法第三十四条第二項第二号の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に基づく信託財産の運用の指図に基づいて行った有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

**四** 法第三十四条第二項第二号の投資信託委託業に基づく投資信託財産(投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。)の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は法第三十四条第二項第二号の投資法人資産運用業に基づく投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。)の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為  
(以下略)

(弊害防止措置)

**第十二条** 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

**一** 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること又はその事情を証券仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは証券仲介業者に告げることなく当該登録金融機関若しくは証券仲介業者に当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為(当該有価証券の引受けを行った証券会社が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。)又は同項第三号に掲げる行為を行わせること(当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。)

**二** 証券会社がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券(指定格付機関による格付が付与されているものを除く。)の引受けに係る主幹事会社(元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社(以下この号において「引受幹事会社」という。))であって、当該有価証券の

発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少なくない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくない会社をいう。以下この条において同じ。）となること。

三 証券会社との間で法第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該証券会社が当該顧客との間で当該契約を締結すること（法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。）。

四 証券会社が有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該証券会社が当該顧客に当該有価証券を売却すること。

五 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、証券会社がその親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと（法第四十五条第一号に掲げる行為を除く。）。

六 （略）

七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客（以下この条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供すること（当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であって、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合、親銀行等若しくは子銀行等に証券仲介業務に係る委託を行う場合であって、同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社はその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イ 銀行法第十三条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ロ 保険業法第九十七条の二第三項に規定する資産運用の額及び同項に規定する合算して内閣府令で定めるところにより計算した額

ハ 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ニ 農業協同組合法第十一条の四第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

ホ 水産業協同組合法第十一条の八第二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額

八 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織（当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を共有すること（金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ又は第十条第十五号イからハまでに掲げる顧客情報の伝達のために共有する場合を除く。）。

（以下略）

## ○ 証券会社に関する監督指針（抄）

### Ⅱ－２－３ 市場リスク管理態勢

市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものであり、証券会社は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

#### （１）主な着眼点

総合的なリスク管理体制の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか（着眼点の詳細については、必要に応じて証券検査マニュアルを参照。）。

#### （２）監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行い改善を促すこととする。

#### （３）具体的取扱い

##### ① 自己売買業務に係るリスク管理

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、自己資本規制府令第 4 条第 4 項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

##### イ. 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることができる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下、「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。
- b 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

##### ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a 株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する体制を整備すること。
- b 日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
  - i) 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
  - ii) 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
  - iii) イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダー毎又はユニット毎に配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

##### ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる体制を整備すること。

（以下略）

## 平成 17 事務年度証券会社向け監督方針(抄)

### Ⅱ. 重点事項

#### 2. 適正な業務運営の確保

##### (2) 法令等遵守態勢・適正な内部管理体制の整備

###### ① いわゆる投資銀行業務等に係る法令等の遵守の確保

昨今の新規公開及び企業再編・買収の増加に伴い、証券会社が新規公開及び企業再編・買収の助言並びにそれに伴う多様な資金調達のアレンジ等の業務を行う機会が増加している。また、証券化商品の組成に関連する業務も増加しており、これらの業務における法令等の遵守を確保することの重要性はますます高まっている。

このため、ヒアリング等を通じて、過去の引受け等の事例に基づき①引受け業務に関して、証券会社は公正な市場を形成するためのゲートキーパーとして、株主間の公平性の確保の観点も含めた適切な引受け審査態勢を整備しているか、②募集・売出しの取扱いにおいて、証券会社が投資者への配分に関して公表している基本方針に従って適切に配分する態勢を確立しているか、③証券会社は、チャイニーズ・ウォールを整備し、法人関係情報の管理を徹底する態勢を構築しているか、④証券会社の業務が伝統的な証券業務以外の業務に多様化する中、証券会社が広範囲の業務の間での利益相反の防止を適切に行っているか等について検証し、問題があると認められる場合には、監督上の厳正な対応を行う。

なお、上記④の利益相反の防止については、証券会社グループがプリンシパル・インベストメント業務を行っている場合に一層重要となることに留意する。